の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部の出入口を閉め切った室内において実施すること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

附　則

この告示の適用の際現に展示を目的としたカナダガンの飼養等をしている者が、次に掲げる取扱いをする場合については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百一号）の施行の日（平成二十六年八月一日）から起算して五年を経過する日までの間は、この告示による改正後の第二条第五号の規定の適用については、同号イ中「又は移動用施設」とあるのは「、擁壁式施設等又は移動用施設」と、同号ハ中「この限りでない」とあるのは「この限りでない（擁壁式施設等で飼養等をする場合を除く。）」とする。

一　飼養等を開始する際には、飛行を確実に不能にする骨からの断翼による逸出防止措置を講じていることを証する獣医師が発行した証明書を添付し、識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。

二　許可に係る特定外来生物の繁殖等の状況を確認するため、巡視等の監視体制を整備し、当該特定外来生物が産卵している場合にあっては、卵を排除する等の繁殖防止措置をとること。

○東北地方整備局告示第百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月一日

東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
秋田市下新城中野字琵琶沼三四二番一から同市下新城中野字琵琶沼四〇二番五まで	前	二〇・〇〇～二四・五七（メートル）
	後	二〇・〇〇～三二・〇〇（メートル）〇・四五一

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月一日

東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	秋田市下新城中野字琵琶沼三四二番一から同市下新城中野字琵琶沼四〇二番五まで	東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年八月一日

○関東地方整備局告示第三百十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月一日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市北国分三丁目三三六三番一地先から同市北国分三丁目三三六六番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年八月一日

○北陸地方整備局告示第八十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年八月一日

北陸地方整備局長　野田　徹

一　登録番号

北陸地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人　石川県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	—
変更後	大澤　良夫、中西　義明

(2)　変更年月日

平成二十六年六月十六日

○近畿地方整備局告示第百四十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年八月一日

近畿地方整備局長　森　昌文

一　登録番号

近畿地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人滋賀県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	—
変更後	我孫子三男

(2)　変更年月日

平成二十六年六月十一日

○近畿地方整備局告示第百四十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年八月一日

近畿地方整備局長　森　昌文

一　登録番号

近畿地方整備局長　8

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人和歌山県建築住宅防災センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	上硲　清吾、皆川　武士、打越　功、清水　幹夫
変更後	出口　兼、山縣　良男、堀田　剛弘

(2)　変更年月日

平成二十六年六月十日